

駅 通 情 報

第83号

時評

北海道における郵便運送

(陸路便)の実態を探る(二)

緒言

郵便の運送は、郵便制度の創始とともに実施され、以後、郵便業務の艱鉛として運行されてきたものである。

前号にも記載したように、北海道の郵便制度創始時には、その必須の条件といつてもあって郵便取扱人(後の郵便取扱役・郵便局長)の任命に当たって、人夫(脚夫)、馬夫を直ちに用意することができる駅途回取扱人に注目、選定されたことは前号に書いたとおりである。

そのこともあって、北海道の郵便業務の創業は賄潤に開始されたといえる。その状況は、前号の「勇払郵便取扱人の駅途回取扱人の約束によつても明らかである。以下、引続き郵便取扱所創業時「勇払郵便取扱人を整理した条件」から記述する。

(3) 勇払郵便取扱人の受理状況(3)の続き

右によつて、勇払郵便取扱所から白老郵便取扱所へは、

一行程約十三時間、また、千歳郵便取扱所へは約十時間半で運行することを求めているのである。それでもなお、一日の行程としては、随分強行軍のように思われるが、當時としてはこの程度が通常の歩行であつたのかも知れない。

以上の運行によつて、一か月六回、すなわち、「五と

十一」の日の運行割りである。上、下便合せて用十二便の運行を求めているのである。

(3) 運送する必經航行生の重量は、基本的に三百日(十二キログラム)、これを超える場合には、三百日毎に一步を増す、というのである。

これに対し、植田甚蔵からは、

○飛行脚夫賃(速達便)

○各關、又は夜間輸支での割増賃

○郵便切手の手数料

四郵便配達賃等の諸条件を争けて確認のうえ、取扱人を引受けける旨の開票に印鑑票を添えて出張官員郵便少属に提出された。

3. 脚夫の使役について

(右資料の解説②)

右、約多のうち、脚夫の運行区間として示されたものは勇払を中心として、「勇払白老間、八里(二十七町)」については

一里五錢の割で計算した四十二錢七厘五毛で、日六回の運行。

合計二円六十二錢が、毎月の基本料として支給される。

また、もう一方の下り便である勇払から千歳までの七里についても、脚夫賃一里五錢の割で計算した一回二十五錢として一か月二円十錢となる。上下便合わせて植田甚蔵に支給される脚夫賃は一か月合計四円七十二錢強となる。

なお、郵便取扱人は、本来、この脚夫賃の範囲内を以つて脚夫(人足)を雇用するものであるが、前項のとおり、植田はもともと駅途回取扱人であるから、駅途回の輸支作業の需要に応じるための人足、馬匹を所有、使役しているので、郵便運送に必要な脚夫もこの人足を使役するのである。従つて、郵便運送に当たつて新たに脚夫を雇用する必要はなく、郵便輸支から支給される脚夫賃は全額植田の収入になるのである。

(2) 資料解説③

以上、郵便制度が北海道でも施行され、最初に島地に向付郵便路が延長されたときの太平洋岸の勇払港に郵便取扱所が開設されたのである。右「資料」は、こ

のとき駆逐室と勇が郵便取扱人との間で取り交された約款であるが、参考のため、勇払郵便取扱所を挟んだ「札幌・室蘭間、各郵便取扱人と交した約款を次に挙げる。

(3) 沿道五か所の郵便取扱所の運送条件

(資料二)

一、札幌より千歳通拾壹里走下

渡辺仙助
(音)

此賃金五拾五銭一厘三毛

但志里二付五銭一時三里行之割時間三時七ト

一、千歳通より勇払通七里

石山仙威
(音)

此賃金三拾五銭

但志里二付前回断一時三里行之割時間三時二毛

一、白老通より幌別通六里三拾二丁野口又藏

此賃金三拾四銭五厘八毛

但志里二付前回断一時三里行之割

一、幌別通より室蘭通四里三拾一松崎金作

此賃金三拾四銭五厘六毛

但志里二付前回断一時三里行之割

一、室蘭通より森村通拾里渡海高橋勝兵衛

此賃金七円

但志里二付拾錢一時三里行之割

時間一時四ト三厘

(郵便上注)

4、沿道五か所の運送条件とその統計

(1) 右、五か所の同間距離としては「札幌・千歳」間が十ー里余で、一番遠距離であり、約束で示されている公武の指定時間で計算しても十七時間近くを要することになる。一日の行程としては遠距離に過ぎると思われる。函館(札幌・千歳)間には中継基地が必要と思われる。

(2) 海洋の場合の推測

室蘭から対岸の島までの間は船による航路であるが、

資料上は十里の距離としている。この距離は正式に測定したものではなく、地元古民からの聞き取りにより決定したものとしている。

なお、室蘭とあるのは、伊達駆逐寄りの現在の市内端

守町であり、市内中心部からは相当の距離がある。

新室蘭に郵便取扱所が開設されたのは、明治七年一月のことであった。(現・室蘭郵便局の地図) それまでは、

旧室蘭が所管していた。市内中心部からの距離は、

以上、太平洋岸五か所の郵便取扱所所管の郵便運送に関する郵便室との約束、及び開設点を挙げた。右によつて、一番

短距離の遠い「札幌・千歳」間の開設点を挙げると、この

期間距離が前述のとおり十一里近くあって、その間に大の労力負担は一日行程としては限界を越えているものと認められ、

本来ならその中間に郵便駆立所を必要とするものである。

明治八年六月に至つて、札幌郵便取扱所から五里的地点「島

松」に郵便局が開設されて、その負担は救われているが、開設業者しばらくは、すべて郵便取扱人の負担と権限に屬し、措置されたものであった。

後述の「函館・中山峰経由・江刺田」交換便の開設について記述のとおり、創設初期においては郵便駆立所制について考慮されておらず、郵便取扱人の責任において措置されるべきものとしていたものであった。

5、「函館・中山峰経由・江刺田」交換便の開設

前記のとおり、明治五年十月、函館を起点として松前町道

とその延長線上、日本海沿いに十一か所の郵便取扱所が開設されたが、明治九年一月に至って、函館から森に至る東部幹線沿いの七重から分岐して大野・中山峰を経て江差(江刺)に至る新線を開設して、郵便局を設立しようとの意が持ち上った。実はこの経路は、途中・中山峰という山腹険難の区間があり、この地に新線を開こうとするに至った時別効果は見込めないので、この点、やや疑問があるが、あえていえば松前街道経由に比較してやや近距離であることがある。しかし、江差から奥の沿道には「三ツ谷、鶴石、久遠」の三箇所しかなく、中山峰経由の新線を設けても郵便制度施行上、それほど効用があるとは認められないものである。

しかし、具体的には、函館・江差間の距離は二十里余で、松前街道経由より相当近距離となつて新線開通によつて通過便の運行は距離的には近くなることは確かである。ところが、明治九年二月のこと、函館郵便局から郵便局に対し次のとおり「新郵便路の設置と二箇所の開設」について、次のとおり上申があつた。

(資料二)

(前略) 五頭郡越ノ山路往復相間・江差ノ通路有利ノ由ニ付、右山道ニ郵便局ヲ新設改設、別紙照給ノ通郵便注復増加ノ見込ニ中止候
一、新線通七重より大野通御村江刺経由久遠江南四九六ノ日午前六時出発 (以下略、文書略)

この文書によると、(1)函館・江差間に郵便の新線を設置し、この沿道二か所に郵便局を設けたい。(2)これによつて郵便の増加が見込まれる。(3)この新線は函館、七重、大野を通り御村を経て、江差(刺)に至るもので、毎月四、六、八ノ日出発の丸便とする。(4)この新線は、函館・江差間の距離約二十里余りで坐つて近距離になり、通過便の運行が容易になるといふのである。

右、普通を軽て鶴と中山峰の二か所に郵便局が開設された。しかし、現地の状況としては、鶴については人口も多く、

郵便局の開設の必要性が認められるが、中山峰については、山脈重層の奥深い谷合いで、住民もほとんどなく、郵便局の利用は著無の状態であった。

ただ、前述のとおり、函館と江差の間は、「二十里余」という遠距離にあり、かつまた、郵道経きであることから、中山峰については、郵便物の輸送を目的とする施設を必要であることは確かであった。

要するに、郵便局設置の必要性は乏しいが郵便物の運送上の基地としては有効性が認められるのである。また、「北海道郵便電信局草志編」によると、明治十四年三月二十二日、中山郵便局を廃止するとある。

それに代つて、新たに「函館・江差間二交換便ア開始ス」とある。

北海道における、陸路便において「交換所」が設置されたのはこれが最初であり、その後においても該道郵便制以外の郵便運送に交換便が設置されたのは二、三か所に過ぎず、明治二十年四月に至つて郵便監督所に移行したのである。

江戸時代、北海道で実施された
旅宿・継立制の特異性を見る
一ときの施政者の方針により大きく変化

一、はじめに

江戸時代、北海道は道南、すなわち、渡島半島部の和人が多く住む「和人地」と称する地域と、奥地の蝦夷人(アイヌ人)が専ら居住する東西蝦夷地とでは、それぞれ隔絶した生活圈を形成していた。

それぞれの地域における宿家制についても、その地域の特性によってその地域に適合した、太の方法がとられていた。和人地においては、おおむね本州の宿駄制に類似の制度を導入し、地域に居住する和人によつて実施され、村方役人に

上つて管理運営されていた。これに対し、飯美地においては、
越前藩時代により、地域によっては幕府駕籠奉行と、場所で經營を請負った商人が請負の条件の一つとして課された宿
駅制を実施していたが、最も多く人馬継立の労役はすべて
アイヌ人の手に相われている状態であった。

以下、その実態を見よう。

二、和人地における宿駅制の実態

1. 宿駅制施行と運営の推移

以上、記述したとおり、江戸時代における北海道の宿駅制といつても、和人地と蝦夷地とでは大きく異なり、実施責任者、運行管理方法、運行の権限等、その発達経過は全く相違するのである。

まず、和人地における実態を資料によつて見よう。
總体的には、江戸時代初期においては本州北部の津軽・函
館地方とは、そう遠いのない程度の住民が住み付き、村を形成
していく。宿駅についても自治体としての村方の役人による
管理、運営がなされてきた。

その状況は、現在、本誌に分載中の「松前街道沿いの各宿」

の沿革に記載のとおりである。

〔資料一〕 松前藩以来、村役人ノ自宅ヲ駅場トシ、経費ハ都ナ民膏ト ス（茂草宿）

とあり、村役人管理運営の下、和人の一般村民による労役と
駕籠馬を駕馬として提供してきた。

また、宿駅運営に要する経費は、他の村運営に要する経費
と同様、村が負担していて、藩からの下付は受けていない。

そのため、宿駅運営に関しては藩から特別の指示、監督は
受けておらず、一切村方の自主運営に任されていた。

しかし、人馬の運立てについての劳役、又は駕馬提供者に
対しては、村費の中から若干の手当を支給しているのが実態
であった。

なむ、別の記録によると、山道、舗道等大きな出費を要す
る改修工事のさいには、藩、又は有力者から応分の負担がな

される場合があつたものである。
従つて、宿駅に要する一般経常費は、専ら村方負担による
ものであつた。

ただ、藩から具体的な指導、監督を受けていないというも
のの、元禄四（一六九一）年三月、松前藩主から町奉行に發
出された法度（はつと）の中に

〔資料二〕

私領分百姓馬鹿唐次無近々様急度可申付候事」とあつて、開港ながら、開港街道各宿の村方に對し、役人通行のさいの人馬の供出は通れないようにとの厳しい申し渡しがあつたものと認められる。

しかし、總体的には、町奉行から街道路村々に對しいかな
る方法で、どのような指示がなされたのか明らかでない。しかし、この法度は、藩主から部下に下付されている領地につ
いて発令されたものと解されるので、藩主直領については直
接指示がなされたのであろう。

以上のとおり、藩から町奉行を通じ、連しがあつたとして
も、原則的には「金も出さぬが、口も出さない」という態度
であり、幕府道中奉行下の五箇所各前に對するもののように
無い指導、監督が行われた様子は認められない。

2. 遠見使による指摘の有無

藩府の遠見使は、将军交替の都度、藩府から各藩の情勢調
査のため派遣されるのであるが、松前藩にも本州各藩と同様、
来道している（「同を除き、毎時熟識されている」）。そのとい
う点で、和人地各街道筋の宿駅の整備状況について何らかの指摘がな
されたことがあつたのであろうか。

享保三（一七一八）年刊「松前縣志圖」によると、

〔資料三〕

おやす村是迄り東は未通り馬足相叶い不中極

とあつて、小安村以遠の地は道頭が悪く馬の通行困難を理由

に、石崎止りであるとしていて、至つて小範囲の巡回である

點であつたが、それも、右の場合ばかりでなく江戸時代を通じて、交通に関する指摘は見られなかつた様子である。

しかし、その理由は、和人地においては駅場から直接掛橋を受けるほどの大きな通路、欠陥は認められなかつたのかも知れない。

しかしそれは利用者側から見るとなり現地の事情を知らぬ者の見方であつて、文化四(一八〇七)年八月、函館から松前街道新山西端夷地を北上して京谷に向つた幕府の役人、田草川伝次郎は「西端夷地日誌」の中で、次のとおり記述している。

(以下次号)

明治政府へ引継がれた宿駅制(12)

— 西海岸道(福山・江差經由・島牧) — (五)

緒言

西海岸道も、松原(福山)を出発して日本海岸に出て小砂子山道を通じ、石崎宿に到着した。さらに、日本海岸を北上し、江差を経由して西端夷地に向うのである。江差の沖合に離島「奥尻」がある。久遠には、奥尻へ渡るための公用船の備えがあるが、現在は、江差からの定期船が交つてゐる。以下、石崎宿の状況から記述する。

七・石崎

いしき

(開拓使事務報告による)

…

(1) 位置 榎山郡石崎村

(2) 駅への距離 小砂子へ 一里八町十七間
鹿嶼へ 一里十八町三十二間

(3) 沿革 小砂子宿と同じ

小砂子宿には「設置年月不詳。松前藩以東村役人自宅ヲ駅場トシ経費ハ都于民費。明治十二年規則更正村民協力通訖ス」とある。

(4) 他の資料による状況

ア位置 榎山郡石崎村 福山ヨリ江差ニ至ル西海岸通り
イ沿革 二在り

本駅設置年月不詳。榎山ヨリ村役人ノ宅ヲ以テ駅場ニ充フ。

明治十二年十月駅法更正ニ及ブモ人馬驛立所ヲ設ケルモノナシ

ウ開駅江連スル距離

榎山郡鹿嶼駅ニ二里八町一七間内三十三丁三十間山道ニシテ稍険阻ナリ。同郡小砂子駅ニ二里十四丁三十二間内一里三十三丁二十間山道を険阻トス。

明治八年十一月一里余ノ間ヲ官費ヲ以テ修繕スト雖凡尚恐路ヲ免レス。

エ駅頭取扱人並給料 文久元年六月、当村書役ヲシテ駅務ヲ兼シカ年來皆無没ヲ以テ駅場事務ヲ取扱ハシムト雖モ駅務ノ故ウ以テ別ニ給料ヲ与ヘズ。

オ駅馬ト荷物費日

駅馬ハ人民所有ノ駅馬ヲ以テ通江ノ列ニ駅場ヲ供ベス。人馬賃錢、荷物ノ賃金制限ハ前駅ニ同フ。

カ舟渡場

本駅ヲ去ル一丁許リニ有。渡船幅十三間川名ヲ石崎川ト云。松前氏對土ノ跡ハ渡舟製造費等ハ官費。渡守給料一ヶ年金三円五十銭玄末四斗四升ハ藩主ヨリ之ヲ支給ス。

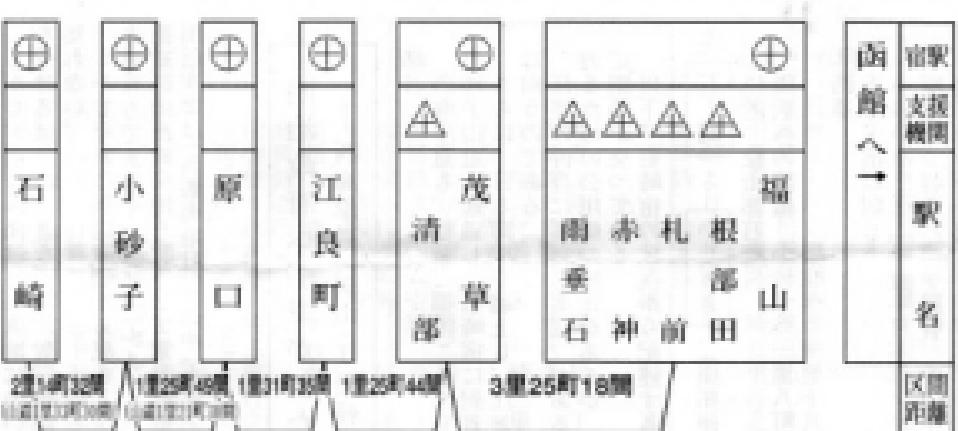
明治二年以來給料金十五円ト改メ且民費トス。今賃錢表ヲ掲タル左ノ如シ。

男女共一人 金七厘 七歳未滿無賃
馬車 金二錢 諸荷物 無賃トス

人力車及大小車共錢一錢
但シ夜中ハ五割ヲ増ス。

キ郵便局 本駅ニアリ。明治五年十月創置ス。但シ善郵便局ナリ。

駅 通 情 報



○宿駅の配置図

宿駅	支援駅	駅名	区間距離
		西館へ	

1. ○解説

①宿駅「小砂子」から二里十四町余、行く手端吹へは三里八町余で、おむね兩駅の中間点にあるが、前後とも山道の少ない初人地としては「珍らしい地形である。

- ②明治八年、開拓使（西館支所）寄宿時右、山道は、官費で改修されたが、山道が完全に改良されたとはいえない状況にあるといふ。
- ③事末に至つて、村役人（書役）が駅務を兼ねるに至つたが、駅務は村役人の村務の一つであるとして給料は支給していない。
- ④駅馬は、村民所有の農耕馬を必要の都度提供し、別に駆除として繋め置くことはしていない。
- ⑤駅馬の近くに石崎川があり、この川に渡河場があるが、これは松前藩財土以来設置されていて、渡河の製造費は首が金（船運賃）の支出が支出したものであるといふ。
- ⑥また、渡舟の渡守（わたしもり）には船料と玄米が支給されているが、これは料費支出であるのが明確でない。
- ⑦以上のことより、山道の改修費（渡舟場の舟の製造費等）は誰（又は）開拓使（西館支所）か？ が支出している。
- ⑧これは、松前藩時代及び開拓使時代における地域の重要性を示すものであろう。
- ⑨以上「解説③、④、⑤」各項に記載のとおり、松前街道沿いの他の宿場に見られない特異な付記における特徴である。
- ⑩この状況は、本街道が「西館、松前経由、江差」という、当時の北海道を統治する上の重要な幹線であることを示しているのである。

福山の端で支援駅が四ヶ所記載され、駅が城下町として確立用が多く福山だけでは駆除を切れないもので、助合的機関として設けたのである。

また一方、江良町、石崎町四ヶ所は支援駅がつかないが、周辺に支機関に指定すべき適当な村方が全くないものである。

それだけ、この四ヶ所を構成して、いる宿駅の人馬の負担が過重になるものである。

発行年月日 平成二十二年十一月五日
発行者 布 無 料
史字研究会 主宰 宇川 隆 康
TEL ○一一五七一三六〇一九
ホームページ <http://ekiteijyoh.web.fc2.com/>